

平成25年度第2回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成25年7月30日（火）14時00分～16時00分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事

- (1) (仮称) おおたかの森センターについて
- (2) 文化芸術振興条例について
- (3) その他

4 出席委員

小林会長 佐々木副会長 渡邊英一委員 皆川委員 濱田委員
辻野委員 山中委員 小林千穂委員 小宮委員

5 欠席委員

渡邊哲也委員 石川委員 井田委員 川上委員

6 事務局

直井生涯学習部長	戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
渋谷公民館長	小川図書・博物館長
玉田生涯学習課長補佐	須田図書・博物館次長
小栗図書・博物館次長	松本公民館次長
菊本生涯学習課係長	國崎臨時職員

7 傍聴者

なし

8 会議録

14:00開会

※会議録中の「おおたかの森センター」は、全て仮称です。

事務局による配布資料の確認

(小林会長)

今日は暑い中ありがとうございました。

早速会議を始めたいと思いますが、大きな議題は2つ、それとその他ということになっておりますが、時間配分としましては、最初の1時間くらいを1番のおおたかの森センターについて話し合っていて、それから文化芸術振興条例について45分くらい、最後にその他について15分くらいということで進めたいと思います。

最初のおおたかの森センターにつきましては、この中の何人かの委員さんに17日に集まっていただいて、いろいろご意見をいただきました。それをある程度ベースにして書かれておりますのが、「おおたかの森センターの概要及び利用形態（案）」というA4の資料です。今日は、いろいろお話をお聞きした後で、この（案）をもう少しリファインしていただいて、次回の審議会の時にはかなりできあがった案として設置管理条例の形でたたき台を出していただいて、それを審議して大卒進めていこうかと思っています。

それではまず資料の1を見てください。これは流山市がいろいろな部にわかれておりますけれども、小中併設校の中のコミュニティセンターというか地域のアクティビティホールというものと類似した施設としてどういうものがあるか、抜粋してみました。

資料1の裏をご覧ください。社会福祉課が関与しているものに福祉会館があります。これは原則無料で地域の方々に使ってもらおうということになっております。それからお子様方を対象にした学童クラブがあります。これは、おもに保育料というか、保育することでメインの収入をいただきながらNPOなどいろいろありますが、指定管理の形でやっている施設です。最後に公民館です、公民館も指定管理制度を導入しておりますけれども、一応場所を利用していただく、あるいはその利用収入等で収入を得ながら、一部行政からもサポートを得て、NPO法人等で指定管理運営している。だいたいこんな3つの種類の施設があります。次に「小中併設校の管理運営イメージ」という資料を見てください。この施設では、小学校、中学校が併設されている中の、学校施設を開放施設として使うという問題があります。そしてこの大きな施設の中に学童クラブを作ること、一部の図書館は開放図書館として使われることとな

っております。それから最後に、アクティビティホール、おおたかの森センターというものがあります。

それで、私が聞いております市の方針としましては、おおたかの森センターというのは公民館的な使い方をしたいということで、地域の方々にそこを利用していただくのですが、一応指定管理制度のもとで利用収入、自主事業という形で運営をしていきたいと考えているとのことでした。もし公民館であれば、資料2にあるように、まず公民館設置運営に関する基準というもの、文部科学大臣が決めた基準があります。それに従って公民館の具体的な運営についての規則は社会教育法で定められています。ですから完全な公民館であればこうした法律のもとにきちんとした管理項目があるのですけれども、これから作ろうとするおおたかの森センターというのは、法律に基づいた公民館ではないのですね。これは、地方自治団体が持っている地域の住民に使ってもらえる施設がありますが、流山市でいえば南流山センターがあります。ここは、実は、非常に公民館に近い運営をされておりますけれども、公民館ではありません。しかし、公共の施設でありますから、管理運営についてはしるべきルールが必要であるということで、今日皆さんには、生涯学習課から資料3の説明をお聞きになった後、おおたかの森センターを公民館的な使い方をしていくにあたり、どういうことに注意して、どういうことを決めておこなうてはならないのかということについて議論していただきたいと思っております。

それでは、事前の説明はこれくらいにして、事務局から資料3についてご説明願います。

(事務局)

資料3 ((仮称) 新市街地地区小中学校併設校配置図・1階に平面図・2階平面図・3階平面図・おおたかの森センター概要図・(仮称) おおたかの森センターの概要及び利用形態(案)) について説明。

(小林会長)

質疑ですが、設置管理条例というのは施設ごとに作るのですか。南流山センターには南流山センターの、他には他の条例があるのですか。

(事務局)

今回は地域交流ということで、施設の設置目的が違うものなので、類似していますが別に条例をたてます。

(小林会長)

もうひとつ、条例なので議会を通るのですか。

(事務局)

議会の議決事項です。

また、料金を徴収しますので、条例でないといけないのです。それから指定管理者に業務を委託しますので、その関係もありますので設置管理条例の制定が必要となります。

(小林会長)

この条例の中では自主事業等については決めていないけれども、それらについては指定管理者との協定書で決めていくのですか。

(事務局)

はい。

もう少し具体的に言いますと、指定管理者に業務をお願いする場合は、利用料金収入と自ら収入を得る一方、管理で支出する経費があります。端的には市から指定管理者に支払う指定管理者料は、利用料金収入を差し引いた支出費分になります。そのため、自主事業についての経費は含まれておらず、いわゆる指定管理者の提案事業という位置付けになります。

例えばいくら以内の修繕であれば指定管理者が負担する、それ以上であれば行政側が負担するといった取り決めもします。また、通常は何人以上が事務室にいてくださいといったことなどを協定書で細かに取り決めをさせていただきます。

(小林会長)

それから使用の制限なのですが、「風俗を乱す恐れがあるとき」とありますが、どういうものがそれにあたって、それが起こった時にだれの

責任でどうするかということは、この条例はいわなくてよいということですね。

(事務局)

委託事務は行政の言う通りにやってくださいということですが、これは指定管理ですので、ある程度は指定管理者の裁量によりますし、責任もそこにかかってきます。もちろん最終的には行政です。

(小林会長)

皆さんにこれからいろいろご意見をいただくわけですが、いろいろな項目で出たご意見というのは、条例に反映されるようなご意見でも結構ですし、この条例を踏まえて指定管理者に問題をぶつける時に、こんな注意が必要ですよとか、こんなことを考えるというようなご意見でも結構です。それでこの施設を、これから指定管理を通して地域のコミュニティセンターとしてやっていくうえでどんなことを考えていかななくてはいけないかということについてご意見をたまわりたいと思います。レベルが2段階あって結構です。

もう少し説明しますと、分科会でご意見をいただいた時は、南流山センターと何が一番違うのかという話の時に、やはり学校施設と併設していることは非常に注意しなくてはならない。もうひとつは地域のコミュニティという2点があるということでした。地域の交流ということは南流山センターと非常に近いですから、むしろ学校と隣接している施設であるということで注意すべきことがあればよりご意見をたまわりたいということで話しをいたしました。例えば、学校の教育の邪魔にならない、騒音やセキュリティもひとつの注意事項だということもできました。

どうぞ疑問点、質問、ご意見をお願いします。

(濱田委員)

立地からいうと、新しく市民になられたやや若い世代が中心になるでしょうね。ということは、実際には、そのエリアにはコミュニティがあるように見えてなかなかまだ成熟していないとか、そういったところだと思いますので、問題はそこのしかけですね。指定管理者を選定する際にその辺の要素をどう組み入れるのかが気になります。

(事務局)

市野谷というところなのですが、マンション建設が盛んでありますので、当然新住民の方が多くいらっしゃいます。このセンターをひとつの拠点にして市民の方が交流できるように、地域交流センターという形になったのですね。人が集まりやすく交流ができる、だれでも来れるような場、おまつりや発表会等といった部分でも提案事業としてやってもらいます。提案事業は、指定管理者の事業ではなくて自分たちのお財布でやってもらうわけですから。提案事業なので、あまり踏み込めないのですが、地域の特性、地域住民が触れ合える場ということで何ができるかということでご提案をいただこうということなのです。

(濱田委員)

森のマルシェのようなことで、何となく地域の方寄ってきてくれるような仕掛けが大事になってくるということですね。

(小林会長)

「森」と「新しい住民」ということがあって、「森」のほうで環境等の活動ができないか。それから「新しい住民」であれば、お子様、幼児、これから学校に入ってくる方を含めてのプログラムが良いのではないかとということも前回少しでておりました。

(濱田委員)

アクティビティホールは設備としては、防音設備があるとか、どんな感じなのですか。

(事務局)

一応多目的ということで考えております。音楽も想定しているのですが、完全なる防音設備は費用的にもできないのですが、学校に影響がない範囲内で多目的に、管理上支障がないものについては許可していきたいと考えています。

(小林会長)

それについては、渡邊先生からご意見をいただいたのですが、下で太

鼓をたたかれても困るし、逆にホールで静かに仕事をしている時に、子どもが上で机を動かしたりすることもあるが、それは学校教育を優先するという考え方に徹したらよいのではないかということでした。

(小宮委員)

指定管理者導入ありきで話が進んでいますが、教育の施設の中にこういうものがあること自体、学校経営をするものにとっては大変ではないかと様々な心配があります。特に性善説に立って、悪いことをしない大人だけが来るという前提で考えていますが、実際にどういう人が来るかどうかについては自由を導入した場合拒むことは非常に難しいだろうと思います。生涯学習を含めた教育的な施設、こういった構想を持つ施設に対して、指定管理者の方が物事をひとつひとつ教育委員会に尋ねて承認を得てやるということばかりではなくて、独自の判断が出てくる場合に非常に難しい問題が出てくると思うのです。

資料の表にあるように、例えば図書館でしたら、「栞」が指定管理者となっておりました。「栞」は長年図書館活動をしてきましたから、その方々が引き継ぐという面では安心感がありました。今回は変わって一般企業が入ってくるということになりましたので、新たな心配があります。それに合わせるような形で、指定管理を受け入れたものが、社会教育に対する発想をもって、市民のために何とかしようという構想にたつことが難しいのではないかと思います。私自身は、これは慎重にやるべきことだと思っています。直営ではなくて、指定管理になってしまったので、直営では困ることはあるのでしょうか。

(事務局)

本来は公民館にしても、図書館にしても、私たちでなくてはできませんよというくらいの自負をもって、図書館司書や学芸員や社会教育主事であったり、直営でやれるものであればやっていきたいと思うのですが、経費の削減、市民目線でのサービス向上ということがひとつの流れという気はしており、直営はかなり厳しいものがあると考えます。

(小宮委員)

私が申し上げましたのは、平成22年に総務省から指定管理の導入に

関する今までと違った流れの通知がきました。もう一回見直しなさいということで、コストカットばかりに流れて、本来の住民のニーズに応えた内容の活動にならないのではないかということでした。当時の片山総務大臣は、図書館とか、ましてや学校図書館に指定管理者を入れるとは思ってもみなかったというような談話も出しているくらいです。指定管理者については、私も全面的に否定する気はないのですが、内容によって、これから新たにできるものについては端から前提としないで、もう少しそのところを検討する必要があるのではないかなと思っています。

(小林会長)

指定管理の協定書というのは、さまざまな禁止事項や要望事項が入っていると思うのですが、そういうことに関してご意見を頂くチャンスはあるわけですか。

(事務局)

指定管理業務を行う上での別の条例があります。ですから、施設の方では指定管理ができる形にしておいて、指定管理業務の具体的な内容については別の条例がありますので、そちらの中で、例えば、指定管理者はこういうような報告をなさいとかという項目がありますので、その中で協定書の締結が前提になります。

(小林会長)

一番細かいのは協定書になりますね。ですから、協定書を決めていく時に、学校と隣接している施設ということで、こんなことを盛り込んでほしいということを皆さんに聞くチャンスはあるのですか。

(事務局)

アウトラインは当然できていますので、特別に今回の施設ということで協定書に付加しなければならないものがあるのであれば、例えばですけども、学校と隣接している施設なので飲酒の場としては提供できない旨を規定するといったことは考えられます。

(小林会長)

それでは今の詳細につきましては、もう一度意見を言うチャンスもあるということです。小宮さんのご意見は一応、指定管理というものについてのことを考えなおすべきではないかなということですね。

(辻野委員)

13日にタウンミーティングを開いていますが、その時にはこの件に関して、どんな意見がでたのですか。

(事務局)

タウンミーティングでは、どうしても費用の節減などの話になってしまって、学校開放の話まで至っていないのです。とにかくどれだけ節減できるかということで、アベノミクスもありますが、震災の関係で資材が高騰しているのです、すぐに5億、10億となってしまうので、それをどう抑えるかという話ばかりで、運営については特には出ませんでした。

(小林会長)

それでは、設置管理条例にもどりまして、資料の中でこの辺が心配であるとかもう少し突っ込んだ方がよいといったことはありませんか。

(渡邊委員)

開放図書室についてお話がありましたが、平日は1時から5時までの開放ということになると、子どもとの接点がでてくるわけです。昼休みや5時間目に教室の方から図書室に行くということもあります。その時に教師が付かないこともあります。その辺のセキュリティ面はどのようにお考えですか。また、1階の音楽ホールも開放対象になっているということですが、そこも子どもたちが通る場所ではないでしょうか。セキュリティ対策については分科会でもお話させていただいたのですが、交流することはいろいろできると思うのですが、すべての人が良い人ばかりではないと考えるとちょっと怖いのです。どこで切るのか、どこを閉鎖するのか、階段は筒抜けになると思いますが、上にあがってはいけなとどこで押さえるのか、きちんとした扉があるのか、鍵がかかるのか、その辺がどういう形になるのか、教えていただきたいです。

(事務局)

その点についてはとても心配でしたから、教育総務の打合せの時もセキュリティについては強く言いました。開館時間も当初は午前中からでどうかという話もありましたが、どういう人が入ってくるかわからないという心配がありましたので、その辺は強く申しました。その結果、子どもさんがいない土日は朝から開館で良いが、そのかわり平日は午後からということで今の段階ではなっております。

出入りについては、大きな階段のところメインの入り口でありますがお年寄りの方や身体の不自由な方などエレベーターを利用される方は学校側から入ることになります。エレベーターやトイレを利用する場合は仕方ないですが、学校の教室に行くような形ができない設備にしてくださいということをお願いしております。具体的にドアをつける等についてはまだ決まっておりますが、図書館側から学校側に行けないようにしてくださいと申し入れております。

セキュリティについては、私どもから申し入れておりますし、今日の審議会でご意見は教育総務にきちんと伝えます。

(佐々木副会長)

図書室については、なぜ開放図書室をホール側に寄せて、学校の図書室を奥に配置しなかったのか、不思議で仕方ないです。逆ならばわかるのですが。

(小林会長)

そこについては、これからも議論されるのでしょうか？

(事務局)

学校開放の施設については、セキュリティの問題も踏まえてどこまで開放するかという具体的な部分については調整中ですので、次回の審議会ではしっかり報告させていただきます。

(小林会長)

業務委託をすると、例えば今のセキュリティの問題の責任者は受託業者になるのですか。指定管理の時は指定管理者になるのでしょうか。業務

委託の場合も同じですか。

(事務局)

業務委託にしても指定管理についても最終的には教育委員会となるのですが、その運営維持、管理運営についての責任者は受託者ということになります。

(小林会長)

先生方からご質問がありましたように、実際に業務委託する時に、この施設ではセキュリティは守れないなどというようなことのないように、よく議論していただきたいと思います。

(山中委員)

出入り口について、外部の方が入る場所がすごくたくさんあるなと思いました。学童クラブは出入りが毎日、平日でも夜7時、8時くらいまではあります。アクティビティホールも夜9時ころまで開館するというので、その出入り口もあるでしょうし、音楽ホールを一般開放するとなると音楽ホールだけの出入りを可能にするのか、学校の責任者の方は出入り口がたくさんあるということは心配ではないかと感じました。

(事務局)

学校開放については、P F I で小山小学校のランチルーム等を地域の自治会等にお貸ししていたという経緯があります。地域交流ということはとても大切なのですが、学校開放の無料の施設と有料の交流センターの施設、セキュリティについて考えるとなかなか難しいのではないかと考えているところです。

(山中委員)

開放用図書室の蔵書の対象は児童書が多いというお話がありました。そして、平日は午後から開館ということですが、利用者目線ですと、2、3歳のお子様をお持ちのお母様は、上の子が学校や幼稚園に行っている間にお散歩がてら図書館に寄って本を読んであげたいと思うので、図書館を利用したいのは平日の午前中だと思います。

(事務局)

併設校の中の開放用図書室ということですので、やはりセキュリティ関係を重視しなくてはならないということで、午後の時間というになりました。委員さんのご意見を踏まえて今後議論はいたしますが、今のところはセキュリティを重視したという結果です。

(小林千穂委員)

午前中の人の出入りについて把握できないということで、1時から開館ということですが、児童は2時、3時まで学校にいます。1時以前のセキュリティは心配なのに、2時、3時までの間はどうするのだろうという素朴な疑問があります。セキュリティ重視であるならば、土日のみの開放ということも一案なのではないかと思います。

(事務局)

そういった意見も出ましたが、そうすると開放時間があまりにも少なすぎるので平日も何とかならないかと話し合った結果です。

午前中と午後を比べた場合、午前中の方が学校にいる子どもの人数が圧倒的に多く午後の方が少ないということもあり、セキュリティと利用時間の両方を考慮した妥協点として午後の開館ということになりました。

(小林千穂委員)

大変厳しいことを申しあげますと、犯罪防止と考えますと、妥協点と確率の問題で、児童がいるかいないかの人数の割合の問題で考えられてしまうのはいかがなものかと思います。

(渡邊委員)

1時で切るということの意味が私もわかりません。それでセキュリティが守れるかどうかというのはナンセンスだと思います。1時から5時までならば大丈夫なのかといえば、子どもたちは放課後もおりますので、本当にそれで良いのかなと思います。

また構造面でも、2階に開放図書室があり、3階に中学生の体育館があります。そうすると土日でも部活を行っていますが大丈夫なのでしょう

うか。その辺については非常に心配なので、施設のどこにもっていくかという場所の面、時間の面については再度検討したほうが良いのではないかと思います。

(皆川委員)

大阪教育大附属小学校の事件をきっかけに、学校は門を閉めるという形で対応してきた者としてはこういった発想は全くありません。つまり校門を閉めて限られた人間しか入れませんよという論理はこの施設にはないですね。音楽室などの施設開放という発想だと外部の人間が多く入ってきます。ただ、小学校も中学校も吹奏楽やブラスバンドは盛んですから、小中併設校ということで音楽室はほとんど埋まっています、一般の人は利用できないのではないかとイメージを持っております。

開放についてはグラウンドと体育館限定で、教室についての開放ははずしたほうが良いのではないかと思います。何のために我々は校門を閉めてきたのかということでセキュリティは大丈夫ですかと問うてきたのです。学校側の持つ今の論理と地域住民に開放するというコンセプトとのつきあわせはなかなか難しいのではないかと考えます。

(辻野委員)

私は学校教育の現場にもおりませんでしたし、今まで学校がやってきたことということもありますが、今回は少し視点を変えなくてはいけないのではないかと思います。悪い方向というのは今までこうしてきたからこうですということで縛りをかけたら何も進まないし、新しいことはできないと思います。今回は新しい試みということで、まずはスタートするというので、セキュリティも大事だがそればかりでは進まないということがありますね。

(小林会長)

今までの議論では、学校に隣接、あるいは学校の中にある設備ということで、学校の先生方にとっては非常に安全性に問題があるように感じられるという意見が出ました。それからもうひとつは、辻野さんがおっしゃったようにこれからの学校のあり方というのは少し変わってくるのではないかと意見がありました。流山市では小山小学校のように

福祉施設と柵もなく共存している例もあります。

この件につきましては、以上のような意見がありますので、次回審議会の時にでも、後田教育長に、流山市としては学校をこういう方向にもっていきたいというご意見を賜りたいと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

では、議題1番の「(仮称) おおたかの森センターについて」についての議論はここで切りますが、資料3の(仮称) おおたかの森センターの概要及び利用形態(案)の7番の使用の制限については一般論で書かれておりますので、施設の特徴を活かすならば、学校、教育を頭に入れて、小中学校の教育の邪魔にならないといったことをひとつ加えた方が良いと思いますので、文面についてはお考えください。

議題1番の宿題としましては2つあります。ひとつは、設置管理条例についてのたたき台のたたき台を次回に示してもらうこと。その時に一緒に後田教育長に流山市として、これから学校開放、学校の安全をどのように考えて持っていきたいのかというご意見を賜りたいということで、できればそのご意見に沿って、この設計図がそれを満たすような形になってきているとご説明をいただければ最高だと思います。よろしくお願いします。

次に2番目の「文化芸術振興条例について」に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

生涯学習基本構想第3節、資料4(事業一覧)及び文化芸術振興条例について説明。まちづくり達成度アンケートの中の芸術文化についての結果を紹介。

(小林会長)

文化芸術振興条例についてはまだ分科会を開いておりません。何を目標に条例を作るのか、条例によって、アンケートのように具体的に測れる指標に反映されるところまで考えていくのかとか、流山市の特徴を少し組み込むのか、その辺がまだ議論されていないので、次回までに分科会を開きますが、今日は文化芸術振興条例について思っていることを何でも良いので、全員の方に話していただいて、それらを基に分科会で話

し合いたいと思います。

(辻野委員)

文化芸術振興基本法に基づいて、それを参照して、それをコピーしたような条例を各市町村が作っているのが現状かなと思います。流山は、それを作らなくても実際の活動としてやっていると、やっていることは条例という形ではなくて別の形でお伝えしているから良いだろうということまで来たと思うのですけれども、現在では環境条例などいろいろな条例があります。流山に欠けていることは、現状はこうであるがこれから先伸ばしていくこと、この分野をもっと振興させていこうということだと思います。今、ジャズフェスティバルがいろいろと活動していますけれども、何かポイントを作って伸ばすためにも条例は必要だと考えます。

(小林会長)

旗をたてること、それから立てた旗で何かポイントを絞って伸ばしてみようということですね。

(小宮委員)

前回お休みしてしまい、会議録を読ませていただきましたが、ほとんどの方が今の辻野さんのようなご意見でした。私も今の実績をお伺いしても十分やられていると思いつつも、現実には、特に小中学校での芸術分野の授業数はかなり減らされております。図工と音楽と体育については、何度か編成しても増えずにきているのです。義務教育の中ですら、芸術の基本となるものが減ってきているという状況の中で、子どもたちに良い文化に触れさせるというような内容のものは、実際にはやられてはおりますが、もう少し大きく取り上げても良いかと思います。東京の区の状況では音楽教室や観劇教室、オーケストラ鑑賞などを学校教育の中で取り上げていますので、条例の中でそういうことも訴えられたら良いのかなと考えます。文化芸術振興基本法の附帯決議にも「小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること」とありますので、私は策定していく方向で良いのではないかと思います。

(渡邊委員)

条例の中に組み込まれて、学校で子どもたちが実際に生の芸術に触れる機会が多くなるというのは子どもたちにとっても良いことだと思います。しかしながら条例を作ったがゆえに忙しくなってしまうと、行政がパンクするようなことがあっては困るのではないのでしょうか。ですから、条例の内容についても十分吟味していかないと、条例に振り回されるようなことになってはいけないと思います。その辺を考えて文化芸術振興条例を作っていかなくはなりませんし、絵に描いた餅になってもいけないと思いますので、やはり行政の中で活かされて、市民にも浸透して、子どもたちにも役に立ってというように、いろいろな面からプラスにならなくてはいけないのではないかなというふうに考えております。

(皆川委員)

条例については、原案ができて議会を通るということは、政党を含めて議員の意見が反映されながら修正も含めて行われると思いますので、こちらの思うような形で通るかどうかの確証はありません。したがって、その辺がわからないということがあります。条例という形で文化芸術の振興に対してはっきりと市の姿勢が出されるのは有意義だと思いますが、中味の面でいろいろといじられていくことを思いますと、諸手を挙げて条例賛成というよりは、条例を出すことで縛りがかかることが学校教育としては不安なところです。そこがクリアできれば賛成です。

(山中委員)

最終的な狙いと、芸術というのは芸術だけで自活するのが難しい分野ですから、予算も含めた事業の計画とセットになったような形の条例にしていった方が良いのではないかと漠然と思います。あれもこれもと、子どもにも大人にも地域にもとなると、お題目だけになってしまってもいけないという気がいたします。

(小林千穂委員)

反対ではないのですが、何を目的とする条例なのか、まだ私にはよく理解できておりません。事業計画を立ち上げるために条例を作ろうとい

うことなのか、今これだけしているいろいろな文化活動を統合するための条例を作るのかというところがまだ見えていないので、どう発言して良いのか戸惑っております。

(濱田委員)

まちづくりアンケートの文化芸術活動をしている市民の割合は61.9%ということで、流山市民の方々はご自身が文化芸術に興味もあるし、理解もしているし、参加もしているし、一言で言ってしまうえば文化人であるというような思いがあるとすると、これはひとつの財産だと思うのです。流山にはそういった文化の土壌があって、その中で自分は精神的にゆとりをもった生活をしているのだということで、流山の人たちの大きな財産は61.9%という数字から読み取れるのかなと思います。そこで、環境についてはもう少し頑張らなくてはこの数字ではありましたが、文化芸術の流山ということでひとつ自信を持とうということがあります。ただ、ありがちなお飾りですむ文化芸術振興条例を作ってもどうしようもないわけです。そうするとどの辺に特徴を出せるのかということになります、これが難しいのだと思います。とんがった、やや偏ったものの方が面白いというか、個性が出てくるのですが、個性を出しすぎると議会が通らなかつたりすることがありますので、本当は通り一遍の条例を、どういうふうに絞り込めるか、別な言い方をすれば何かを捨てられるかということがポイントのような気がするのです。

ですから、条例を作ることには大賛成なのですが、性急に作るというよりは、流山らしさを絞り込むためというか、夾雑物を捨てるため、というような段取りも含めて、条例を作るステップに、市民の声を反映させる仕掛けとか、歴史や自然等のまちの特色と文化芸術をどう絡めるかといったような仕掛けを作らないと、当たり前ものになってしまうかなという懸念があると感じました。

(佐々木副会長)

大まかに言うと、作らなくてはならないというのであれば、将来に縛りをもってはならないということです。もうひとつは、流山らしさをどこに盛り込もうかということと、盛り込むことによってその分野なり市民の学習活動が力を得て将来発展するように、という発想を持たないと

無駄になってしまうのかなと思います。簡単に言うと、条例にはこう謳っているけれども実際には何をやっているのか、と教育委員会が振り回されてしまうようなパターンにならないようにしたいと思います。

(小林会長)

佐々木副会長と私は前回条例に反対したのです。なぜ反対したのかといえば流山は十分にやっているではないか、われわれの旗は立っているではないかということで反対したのですが、今日の皆さんのご意見をお聞きして、アンケート回答のように流山の皆さんが芸術文化活動に参画しているのであれば、それは誇るべき財産ですし、それを良い方向に伸びていただく、あるいは議会に声をかけて設備を充実していただけるチャンスがあるのではないかとということで、考え直してみようと思っております。

今日のご意見をまとめてみますと、一応旗として条例は作った方がよいのではないかとありますが、作る時にどういう特徴を持たせていったらいいのか、流山の特徴を出していくのか、市民の声を反映させていく仕組みを作っていく等の流山らしさはどうかといったことができました。今日のご意見を基に、あらためて分科会を開いて、それを次回の審議会に持ってきてたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、資料5についてお願いします。

(事務局)

資料5について説明。

(前回に続きゆうゆう大学の入学年齢要件についての意見を求めた。)

(小林会長)

ゆうゆう大学では、そこで学んだことを個人に還元していただくだけでなく、地域社会にも還元していただきたいということがあるのですね。世の中では年金支給年齢の引き上げや再雇用制度といったことがあります。ゆうゆう大学で作られた仲間とともに地域社会に還元していただくということを考えると、多少落選者が多くても60歳から入学していただいてもよいのではないかとありますが、いかがでしょうか。

(渡邊委員)

賛成です。新規の方の中で、60歳から64歳の入学者は71名、落選者は17名いらっしゃいます、その方たちを除いてしまうと、新規希望者の方だけでは欠員がでてしまいますので、それはもったいないことだと思います。ですからぜひ60歳からお願いしたいと思います。

(小林会長)

よろしいでしょうか。

それでは審議会としては、現行どおりということで行きたいということで、ゆうゆう大学で学んだ方が、ぜひ地域にリターンしてきてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

補足ですが、ゆうゆう大学のカリキュラムについても、そういった面を考慮したものを増やしていけるかなと思っております。

(小林会長)

ぜひ期待しております。

(渡邊委員)

ゆうゆう大学の定員を増やすということはできませんか。

(事務局)

小中併設校も施設もできますので増やすことも考えられると思います。

(小林会長)

では残された時間はわずかですが、その他ということで何かございませんか。

(事務局)

研修会のお知らせです。平成25年度東葛飾地区社会教育連絡協議会の研修会がございます。来月8月22日木曜日、野田市役所に併設して

いる中央公民館で、午後3時から4時30分まで行われます。テーマは、「わが国のしつけを考える、お宅のしつけも考える」という題目で東洋大学の太田先生を講師にお迎えしまして開催されます。

お時間のある方、ご参加いただける方がいらっしゃいましたら、8月9日までに、生涯学習課までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

(小林会長)

他にありませんか。

では、次回はいつごろになりますでしょうか。

(事務局)

これからは芸術文化の季節で各種の行事が目白押しですので、できれば10月13日のロードレース終了後、10月中旬以降ということでお願いしたいと思います。

(小林会長)

次回審議会が10月中旬以降ということなので、勝手ではありますが、文化条例について8月中に分科会を開催したいと思います。前回のおおたかの森センターについての分科会に出られなかった方をお願いしたいと思います。

ご案内は事務局でやってくださいますので、9月になる前に一度開催させていただきたいと思います。

では今日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

(16:00 閉会)